

中野駅新北口駅前地区における基盤整備の進捗状況について

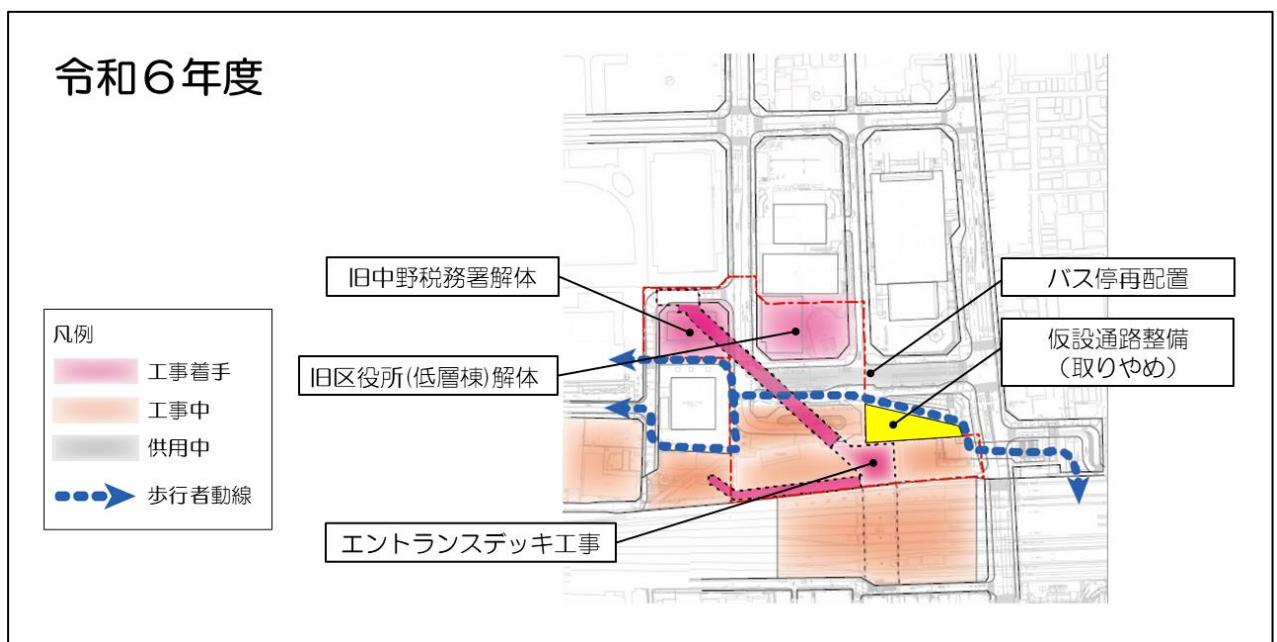
中野駅新北口駅前地区で整備するペDESTリアンデッキ及び駅前広場等の基盤施設については、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）及び囲町東地区市街地再開発組合への委託により、今年度から随時、工事に着手している。

今回、これらの基盤施設の整備に係る進捗状況について以下のとおり報告する。

1. 歩行者動線変更の検討状況について

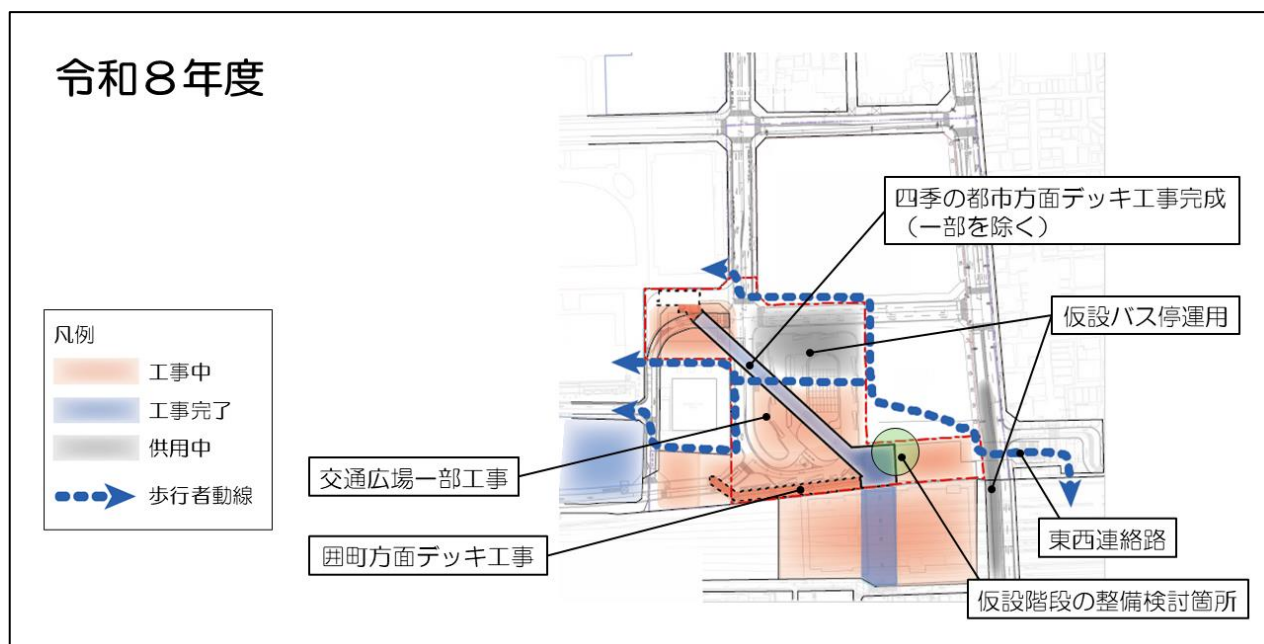
(1) 仮設通路について

中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画変更に伴い、仮設通路の整備の計画を取りやめ、現在の東西連絡路からのスロープの供用を継続する。



(2) エントランスデッキに接続する仮設階段について

令和8年末頃の橋上駅舎やペDESTロリアンデッキ等の供用開始時において、中野五丁目方面や仮設バス停へのアクセス性や、駅周辺の回遊性の向上を目的として、中野駅西側南北通路・ペDESTロリアンデッキレベルと新北口交通広場・東西連絡路レベルを繋ぐ仮設階段の整備を検討する。



2. 中野駅新北口駅前エリアの緑化方針について

街路事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業の3事業を含む当エリアの緑化方針について別紙「中野駅新北口駅前エリア 緑化方針」のとおり取りまとめ、3事業で連携した緑化の推進に取り組む。

3. 旧区役所低層棟の解体工事について

旧区役所低層棟の解体工事に際し、建築建材にポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が含有していることが確認された。PCB含有物の除却・処分については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適正に処理する。

このため、旧区役所低層棟の解体工事の完了時期は、令和7年2月から同年5月頃に変更となり、その後、仮設バス停の整備工事に順次着手を予定している。

4. 今後の予定

令和7年度	旧区役所低層棟・旧中野税務署解体完了 仮設バス停整備工事着手・運用開始 旧中野税務署跡地インフラ移設工事着手
令和8年度	中野駅西口改札開業 ペDESTリアンデッキ工事完了（一部を除く）・供用開始
令和11年度	中野駅新北口交通広場供用開始

中野駅新北口駅前エリア 緑化のコンセプト

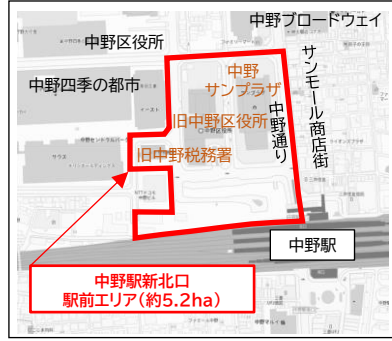
既存のみどりの利活用と各事業で新たに創出するみどりにより、みどり豊かな空間な中野駅新北口駅前エリアをめざす。

- ① 中野四季の都市、中野通りやけやき通りなど周辺のみどりと調和したみどり空間を形成する。
- ② みどりのネットワークと歩行者ネットワークの融合を図り回遊性を高め、公共施設と建物敷地の緑化の連坦により四季を感じる滞留空間を演出する。

1. 緑化の現状・上位計画

(1) エリア内のみどりの現状

- ・高木本数: 130本(事業着手前)
- 中野通り: 28本
- 旧区役所サンブラザ間: 29本
- けやき通り: 23本
- 旧区役所敷地内: 15本 等
- ・樹種: けやき、ソメイヨシノ、クスノキ、プラタナス、ヒマヤスギ 等
- ・緑化面積: 約1,100㎡
- ・緑化率: 約2.1%

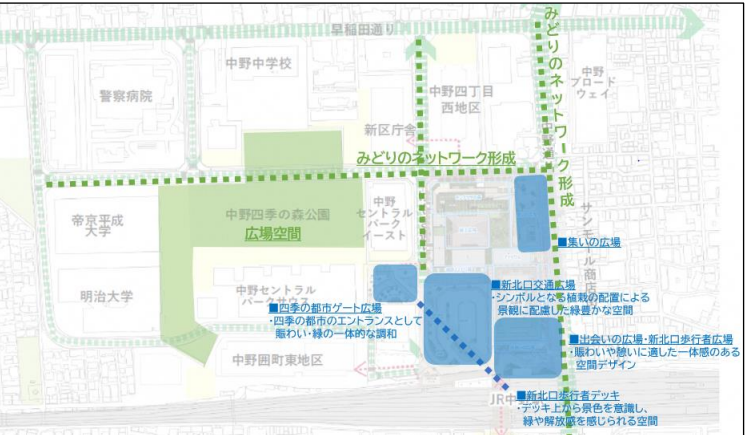


(2) 上位計画一覧

- 中野駅周辺まちづくりランドデザインVer.3(平成24年6月策定) **【対象エリア】**
- ・業務商業の集積、住宅、広大なオープンスペースを活かした防災機能、豊かな緑などの都市空間をめざす
- 中野駅周辺におけるスマートな環境・防災都市づくり戦略(平成29年12月策定)
- ・まちづくりの推進による緑化の推進を行い、みどりのネットワークの形成とオープンスペースの創出・エリアマネジメントによる維持・向上
- 中野四丁目新北口地区まちづくり方針(平成30年3月策定)
- ・既存の緑を適切に維持・管理するとともに、まちづくりの進捗にあわせて緑のネットワークを形成
- 中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画(令和2年1月策定)
- ・周辺地区とつながる緑のネットワークやストリートファニチャー等により快適な質の高い都市環境を創出
- 中野駅前広場デザイン等整備方針(令和3年2月策定)
- ・駅前空間と周辺の緑の連続性や調和に配慮した植栽
- ・アイストップやシンボルツリー等、駅前の景観を特徴づけるような植栽配置

(3) 当エリアの緑化に係る位置付け

当エリアは、周辺のみどり空間やネットワークとの連続性・調和を意識しつつ、エリア再整備による新たなみどりのネットワーク・オープンスペースの創出が期待されている。



【当エリアの緑化に係る上位計画(まとめ)】

2. 緑化の推進

(1) 緑化の考え方

- ・当エリア内の各事業(街路事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業)により緑化を推進する。
- ・今後、各事業にて設計を行い、公共施設や施設建築物整備とあわせて緑化を進める。
- ・各事業施行者は連携して緑化の推進に取り組む。

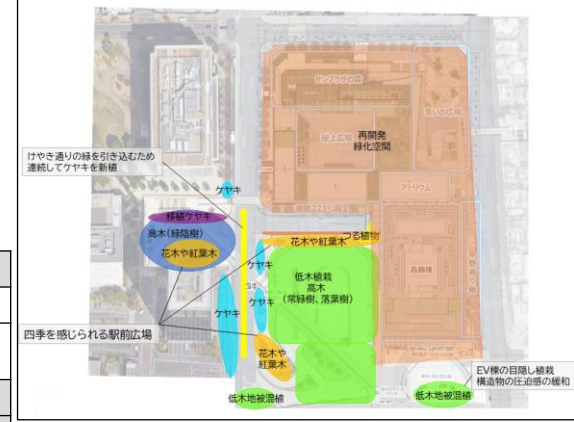
(2) 当エリアの緑量

現況樹木の存置や移植、事業による新植により、約6倍(面積ベース・建物上の緑化面積を含む。)の緑量創出を目指す。

エリア	事業前	事業後
市街地再開発事業区域内	約500㎡	約5,200㎡(※)
土地区画整理事業区域内(市街地再開発事業区域外)	約600㎡	約1,700㎡
合計	約1,100㎡	約6,900㎡
緑化率	約2.1%	約13.2%

※令和6年7月の認可申請時点の面積

(3) 当エリアの緑化配置



3. 現況樹木の利活用

(1) 現況樹木の基本的な考え方

- ・現況樹木は可能な限り利活用する。
- ① その場所に残せる樹木は現位置に保存
- ② 移植が可能な樹木は移植
- ③ やむを得ず伐採する樹木は材として利用

(2) 樹木の移植

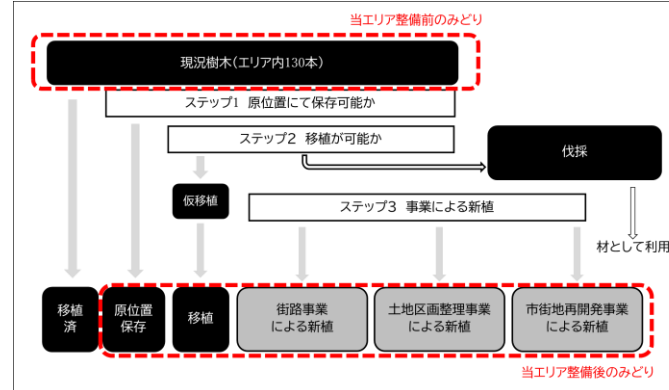
- ・令和5年度に実施した移植診断結果により「移植可」「条件つき移植可」と診断された計37本を対象に移植の検討を進める。
- ・各事業において、移植可能地を検討する。

(3) 伐採した樹木の活用

やむを得ず伐採する樹木については、材として活用を図る。

【活用例】

- ・エリア内の公共施設やオープンスペースに設置するベンチの材として利用
- ・プレートやコースターなどの木工製品に加工してイベント等にて配布
- ・木工教室・工作教室で木材として利用



【現況樹木の利活用フロー】